

令和元年度 第4回児童福祉審議会

日 時 令和2年2月27日(木)
午前10時から
場 所 保健センター3階大会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

- (1) 野田市エンゼルプラン第5期計画素案及び野田市ひとり親家庭等支援総合対策プラン第4期改訂版素案のパブリック・コメント結果について …資料1

【答申】

野田市エンゼルプラン第5期計画の策定について

野田市ひとり親家庭等支援総合対策プラン第4期改訂版の策定について

- (2) 保育施設の確認にかかる利用定員の設定について …資料2
(3) 児童虐待事件再発防止合同委員会の報告について …資料3

5 その他

6 閉 会

野田市エンゼルプラン第5期計画(野田市子ども・子育て支援事業計画(第2期計画))素案及び野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第4次改訂版(野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画)素案に対する意見募集の結果について

令和2年1月8日(水)から令和2年2月6日(木)までの間ご意見の募集を行いましたが、寄せられたご意見はありませんでした。

保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

<幼保連携型認定こども園 聖華未来のこども園>

1. 目的

「子ども・子育て支援制度」では、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、「あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、令和2年4月に定員の変更を予定しております当該利用定員について、児童福祉審議会でご意見をお伺いするものです。

2. 概要

(1) 定員変更の概要

聖華未来のこども園については、平成29年4月に私立幼稚園から幼保連携型認定こども園として開園、定員については、開園当初は幼稚園在園児童の受入れの関係から1号教育認定の定員を多く設定し、徐々にその定数を減じ、逆に2号保育認定、3号保育認定の受入れを増加してきています。

(2) 変更事項 定員

変更前 定員129名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	9	18	23	4	23	6	21	11	14

1号認定合計	21	2号認定合計	58	3号認定合計	50	全園児合計	129
--------	----	--------	----	--------	----	-------	-----

変更後 定員135名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	10	18	23	5	23	5	23	5	23

1号認定合計	15	2号認定合計	69	3号認定合計	51	全園児合計	135
--------	----	--------	----	--------	----	-------	-----

(3) 変更予定年月日 令和2年4月1日

(4) 変更理由

認定こども園開園時の1号教育認定児童が卒園し減少したこと、そして、現状の児童数、床面積と保育教諭の人数等を勘案し、定員を変更しようとするものです。

<すくすく保育園分園の本園化>

1. 目的

事業者である社会福祉法人すくすくどろんこの会は、平成24年4月から「すくすく保育園」を開設し、平成28年度から「すくすく保育園」の分園として「すくすく保育園分園」を運営してまいりましたが、今般、3年間の実績等を踏まえ、分園を本園化しようとするものです。

「子ども・子育て支援制度」では、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、「あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、令和2年4月に本園化を予定している当該利用定員について、児童福祉審議会でご意見をお伺いするものです。

2. 概要

(1) 本園化の概要

すくすく保育園分園は、平成28年度から本園の管理のもと、一体的に施設運営が行われてまいりました。分園としては、国基準では原則定員を30人未満としており、すくすく保育園分園は定員が54人と分園としては定員数が多いことや3年間の実績等を勘案して、分園を本園化しようとするものです。

(2) 施設名

やまざき杜の保育園

(3) 事業開始予定日

令和2年4月1日

(4) 定員

変更前 定員54名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児
認定区分	3号		
人数	18	18	18

変更後 定員54名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児
認定区分	3号		
人数	9	20	25

<保育所型認定こども園 のだのこども園>

1. 目的

「子ども・子育て支援制度」では、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、「あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、令和2年4月に定員の変更を予定している当該利用定員について、児童福祉審議会でご意見をお伺いするものです。

2. 概要

(1) 定員変更の概要

のだのこども園については、令和元年7月に保育所型認定こども園として開園、定員については、129名としています。しかし、年度途中からの開園ということもあり、4・5歳児の利用希望者が少なく、5歳児については申込みがない状況です。そのため、4・5歳児の定員を減員しようとするものです。

(2) 変更事項 定員

変更前 定員132名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	9	24	24	1	24	1	24	1	24

1号認定合計	3	2号認定合計	72	3号認定合計	57	全園児合計	132
--------	---	--------	----	--------	----	-------	-----

変更後 定員103名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	9	24	24	1	24	1	15	1	4

1号認定合計	3	2号認定合計	43	3号認定合計	57	全園児合計	103
--------	---	--------	----	--------	----	-------	-----

(3) 変更予定年月日 令和2年4月1日

(4) 変更理由

当該園の4・5歳児の利用希望者が少ないことを勘案し、定員を変更しようとするものです。

【参考】

(1) 保育施設の整備【保育施設における定員数の確保（実績値）】 (人)

年月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
27年4月	1,261	120	589	1,970
27年10月 ※1	1,261	124	600	1,985
28年4月 ※2	1,291	151	667	2,109
29年4月 ※3	1,312	160	706	2,178
30年4月 ※3	1,341	160	706	2,207
31年4月 ※3	1,349	160	708	2,217
31年7月 ※4	1,421	169	756	2,346
2年4月 ※5	1,456	175	786	2,417
2年4月 ※6	1,438	167	795	2,400

※1 ひばり保育園開設（地域枠 15人）

※2 既存7保育所の定員増（70人）、すくすく保育園分園開設（54人）

※3 聖華未来のこども園開設（29～31年まで段階的に定員増）

（29年度69人、30年度29人、31年度10人）

※4 のだのこども園開設 令和元年7月（129人）

※5 やなぎさわ幼稚園・保育園 0歳6人 1・2歳30人 3歳以上35人

※6 聖華未来のこども園 0歳1人 3歳以上11人

やまざき杜の保育園 0歳▲9人 1・2歳9人

のだのこども園 4・5歳▲29人

(2) 既存施設認可定員（令和2年2月1日） (人)

区分		3歳以上	0歳	1・2歳	計
① 保育量（入所実績+待機児童）		1,370	243	806	2,419
②市計画	既存施設認可定員 ※31年4月時点	1,349	160	708	2,217
	既存保育所定員増	—	—	—	—
	のだのこども園R元.7	72	9	48	129
	やなぎさわ幼稚園・保育園	35	6	30	71
	聖華未来のこども園	11	1	—	12
	やまざき杜の保育園	—	▲9	9	—
	のだのこども園	▲29			
② の合計		1,436	167	797	2,400

野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について

1. 第1回合同委員会 平成31年2月28日開催

(1) 主な決定事項及び進捗状況

①実務者会議運営の抜本的見直し

・児童虐待管理システムの導入

正確、迅速な情報管理と情報の共有のため、児童虐待管理システムを導入し、柏児相にも同じシステム端末を専用回線で繋ぎ、情報共有を図ることを検討することとなり、本年度の当初予算に計上し、11月導入に向け公募手続きを進めている。

・個別支援会議とのリンク

実務者会議での議論は、常に、個別支援会議で検討すべき状況かどうかを優先に議論することとなり、3月の実務者会議から議論している。

・個別支援会議開催のルール化

上記リンクに実効性を持たせるため、例えば、転入・転校した場合や生活状況に変化があった場合等は開催するなど個別支援会議開催の必要性をルール化し、実務者会議で決定することとなり、3月の実務者会議から個別支援会議にリンクさせている。

・要保護児童提供カードの抜本的見直し予定。

②庁内関係課長・担当者連絡会議の開催

<現状と課題>

児童虐待について、要対協調整機関である児童家庭課、母子保健を担当する保健センター、妊娠から18歳まで切れ目ない支援を行う子ども支援室などの庁内担当者間では、日常的に緊密な連絡をとるなど、連携体制はとれているが、次の課題がある。

(課題)

- ・担当者間では、緊急ケース会議を随時開催するなど、機動力が確保されているが、日々の業務に追われ、課長等管理職への報告・連絡・相談が十分でない部分がある。
- ・このため、管理職間では、関係課との連携があまりとれていない状況である。
- ・管理職が、連携の必要性を的確に把握できる状況になっていないため、体制の整備等基本的な部分での検討が不足する可能性がある。

<対策>

児童家庭課、保健センター、子ども支援室、障がい者支援課、高齢者支援課及び市政推進室等の各課長（主幹、室長）及び担当者で構成する庁内関係課長・担当者連絡会議を設置し、定期的（3か月に1回程度）に会議を開催し、情報の共有と虐待防止策の具体的な事務を検討、実施する。第1回を6月に開催する予定。

(留意点)

- ・会議の主役は担当者であり、課長は、担当者間の意見交換を踏まえ、具体的な施策の推進を図る。
- ・会議は、『実施すること』を前提に議論する。このため、会議では、基本的に他者の意見を否

定することは禁止する。

- ・会議では、必ず『実施事務』を決定し、市長と協議する。

③スクールロイヤーの導入（継続検討）

④警察官 OB の活用

野田市では、警察OB 6人を防犯推進員として雇用し、青パト（野田市の防犯パトロール車）によるパトロール及びまめ番（北部地区に1カ所設置。立ち番相談業務等）勤務をしている。防犯推進員の職務を拡充し、学校等から依頼があった場合には、警察官OBである防犯推進員が同行訪問することとなったが、現在は未だ実績がない状況。

⑤地域との協力による通告を促進する仕組みの構築

市民への情報提供の呼びかけが極めて不十分であったこと、また、民生委員児童委員や市民団体との対話から積極的に情報を入手していく姿勢に欠けていたといえる。このため、次の仕組みを構築することとする。

- ・民生委員児童委員との定期的な情報交換の実施

地区民生委員児童委員協議会は、市内8地区で毎月開催されているため、当該会議に、毎月、児童家庭課等関係課職員が出席し、情報交換を行うこととし、4月から開始した。

- ・公民館を中心とした地区懇談会の実施

公民館長と地域の自治会役員、民生委員児童委員、保健推進員等が毎月懇談会を開催し、情報交換の場を創設することとし、4月から開始した。

- ・防犯組合17支部総会、並びに市内22地区社会福祉協議会総会に市職員が出席し、市民への情報提供の呼びかけを実施することとし、4月から開始した。

⑥個人情報保護の徹底

職員の個人情報保護制度への理解度について状況を把握するため、6月にヒアリングを実施予定。

2. 第2回合同委員会 平成31年4月9日開催

会議の位置づけについて、当初、合同委員会設置要綱により運営していたが、県の検証委員会の方に資料の提供依頼をする際の法的根拠として、児童福祉法に基づく審議会の設置が条件であることから、当該委員会を児童福祉審議会の専門委員会として位置付けしなおしている。

(1) 主な決定事項と進捗状況

①要対協調整機関と児童相談所との役割分担の明確化について（継続検討）

児童虐待の対応については野田市作成のマニュアル、千葉県のマニュアル、国の手引きがあるが、市のマニュアルについては今現在のところ、平成24年から改訂されておらず、実質的に職員が市のマニュアルを活用せず、千葉県のマニュアルを活用しているという実態があった。

今回の事件において、主要な問題点である柏児童相談所との連携・役割分担の明確化を実現するために、野田市のマニュアルを見直し、役割分担を明確化していく。

同時に、学校や保育所等関係機関との連携についても、それぞれの対応のマニュアルを作っていく。

②実務者会議の抜本的見直しについて

- ・個別支援会議の必要性を判断するうえでのルール化

新規（転校、転入を含む）、在宅継続（緊急対応、支援の長期化、リスク変化が想定される、生活環境等の変化が生じる等）、児童相談所による一時保護の解除前、一時保護解除後、児童相談所の担当終了時、施設・里親等からの家庭復帰時を最低条件とし、必要がある場合には、臨機応変に対応することとした。

- ・ケースの報告基準の策定

新規虐待通告に対し、初期調査（情報収集と子どもの安全確認）により、得た情報からリスクアセスメントシートと緊急度アセスメントシートを作成し、その結果「AA」及び「A」については、実務者会議に報告する。「B」及び「C」については、毎週水曜日の午前中開催の「定例会議」において、実務者会議に報告するかの判断をする。

- ・主担当の明確化と所管部署

主担当については、柏児童相談所か市の児童家庭課かについて明確にした上で、新規及び継続の支援計画に明記する。ケースの説明については主担当がそれぞれ実施する。

- ・支援計画と所管部署

実務者会議に報告するケースについては、各機関が検討のうえ選出し、所管部署として支援計画を作成する。役割分担における関係機関との調整については、児童家庭課にて一元管理し、関係機関における不足や修正等があると思われる場合は、児童家庭課が関係機関と協議する。

- ・実務者会議における市が主担当のケース発表については、児童家庭課事務局が実施する。

③スクールロイヤー制度について（継続検討）

しっかりとした理念を構築した制度設計とする。

3. 第3回合同委員会 令和元年6月3日開催

(1) 主な決定事項と進捗状況

①いじめアンケートについて

いじめアンケートの内容については、基本的に従来と同様ということで承認された。また、子どもたちのSOSを可能な限り多くのチャンネルで捉えることが重要との考え方から、アンケートを実施するにあたっての意見等も踏まえ、以下のとおり実施することとした。

- ・子どもの声をより広く捉えることに資するため、表現に工夫を加えたほうが良いとの意見を受け、表現内容の修正作業を進める。
- ・本年度の実施月を7月と11月とし、アンケート実施前の6月に、全児童生徒に対する個人面談の実施と各小中学校において臨時の保護者会を開催。子どもや保護者に対し、いじめアンケートの意義をはじめとして、子どもたちが安心してアンケートに答えられるよう、しっかりと説明する。
- ・教育委員会から子どもたちにまず謝罪すべきとの意見を受けた。
- ・「SOSの出し方」授業の実施。
- ・子どもたちが市長にいつでもなんでも相談できるよう、子どもたち全員に料金受取人払いの封筒と相談用紙を配布する「市長と話そう」手紙編の実施。
- ・令和4年度開設予定の新子ども館に臨床心理士等の専門職を配置。

②スクールロイヤー制度設計について

スクールロイヤー制度の導入については、前回からの継続検討事項となっていた。理念を整理した上で、市内 31 校を 4 地区に分け、それぞれの地区に一人ずつスクールロイヤーを配置するとともに、教育委員会に、弁護士 1 人を非常勤特別職の教育委員会アドバイザーとして配置することとする。

③児童虐待対策にかかる体制整備について

児童虐待に対応する組織の強化については、10 月 1 日付で、児童相談係を課に格上げし、子ども家庭総合支援課を設置し、当該課を、子ども家庭総合支援拠点として位置付けるとともに、DV 支援も担当することで承認された。

DV 支援については、「事件の経過をみると、実践的スキルが足りないことから、市職員の研修はすぐに実施すべき」との提案を受け、早急を実施することとした。

4. 第 4 回合同委員会 令和 2 年 1 月 23 日開催

昨年 11 月に、千葉県児童虐待死亡事例等検証委員会から千葉県知事に答申された「児童虐待死亡事例検証報告書」の提言に対し、現在、市がどのような取組をしているのか、また今後どのような取組を実施していくのかについて報告、及び市と柏児童相談所との連携に特化した「野田市児童虐待防止対応マニュアル」策定の進捗状況について報告。

また、合同委員会の専門家 3 人による検証作業が終了し、「野田市児童虐待死亡事例検証報告書」が合同委員会に提出された。報告書については、市のホームページにも掲載しており、主な内容としては、「第 1 章の検証事例」で、事例の概要や母の公判概要等を、「第 2 章の対応状況と課題」で、事例の流れから見た検証及び本児の命を救うために介入すべきだったポイント 13 項目を、「第 3 章の問題点とそれに基づく提言」で、市の関係各課の対応に関しての提言及び県への要望が記載されている。

「第 4 章の事件後の野田市の対応に関して」では、事件後直ちに、事案解明と再発防止に向け組織を挙げて、対策を打ち出していった姿勢については評価できる面があるとした上で、取り組んできた対策の中で、いまだ不足している部分あるいは注意すべき点についての提言を受けた。

5. 第 5 回合同委員会 令和 2 年 5 月開催予定

第 4 回で提出された「野田市児童虐待死亡事例検証報告書」他の委員の意見を併記し、市長へ報告。

野田市児童虐待死亡事例検証報告書（公開版）

おわりに

今回、多くの記録を基に、野田市として何をすべきかを中心に、県に対する要望も含めて、分析して提言を行った。しかし、短い人生を閉じなければならなかった■■■ちゃんのその時々気持ちを考えると、胸が詰まる思いである。

■■■ちゃんは、勇気を出して自分の気持ちをアンケートに書き、助けてもらえると期待した。子どもの常として、父親を変えてほしいと思ったのであろう。にもかかわらず、一時保護は自分が「家に帰りたくない」と言ったせいだと、責任を押し付けられて親に説明された上に、適切に意見を聞かれることもなく、父に会わされている。更に、しっかりとした説明もなされず、今度は条件付きで「家に帰りたい」と言った自分の言葉を理由に危険性の高い環境に戻され、守ってもらえないことになってしまった。長期間、親と別れていれば、帰りたくなるのは子どもとして当然である。■■■ちゃん本人と向き合って、母が受けているDV状況を確認して、父親が変わることを期待することが困難であること、母は父に支配されていてあなたを守ることが困難なことをしっかりと本人に説明した上で、保護することが必要だったのである。それでも、何らかの理由で家庭復帰するのであれば、子どもの安全が確実に守られる計画を立てられるとともに、子どもには何かあった時のSOSを出せるだけのエンパワメントが必要であった。

市の福祉、学校、児童相談所職員、一時保護所職員の誰であれ、■■■ちゃんが頼れる大人が一人でもいたら、救えたはずである。亡くなる5か月弱前、父に虐待された■■■ちゃんは祖父母宅に連絡して、父から距離を取ることに成功していたことが公判で明らかになっている。しかし、■■■ちゃんが自らとったこの勇気ある行動について、■■■ちゃんは学校にも市福祉にも児童相談所にも伝えなかった。父親に対峙できる大人として公的機関を信頼することができなかつたのである。つまり、■■■ちゃんの命を奪ったのは、公的機関に所属する大人への不信感だったと言っても過言ではないであろう。自分に寄り添い、父から自分を守ってくれる大人が見つからなかつた悲劇である。

二度と■■■ちゃんのような悲劇を繰り返さないためには、「あなたを守る」「あなたの権利を守る」という覚悟を持って、子どもに寄り添うことのできる大人が必要である。特に、子ども家庭福祉の最前線として、市の福祉職員の役割は大きなものとなっている。その意味で、今回、市の福祉職が子どもや家族に接触しきれていなかったのは、大きな問題であったといえる。ただし、個人でそれを達成するのは困難であり、組織力が求められる。子どもに、家族に、しっかりと接触し、向き合い、子どもを守り通す組織がつくられていくことを切に望む。